

婚活イベント開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、婚活イベント開催事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、結婚を望む方への多様な出会いの機会の創出が期待されるイベント（以下「婚活イベント」という。）に対し、必要な経費を助成することにより、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、20歳以上の独身者を対象に、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う非営利団体若しくは協同組合等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、他の補助金を受けて実施する事業を除く。

(1) 1イベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する事業

(2) 「趣味」や「学び」をテーマにした講座等と組み合わせた婚活イベントを実施する事業

なお、申請にあたっては、原則同一の参加者で、連続3回以上イベントを実施する計画とすること。（中止等により、連続3回以上の開催がなされなかった場合は、補助対象として認めない。）

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、前条に掲げる補助対象事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、算出された補助額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第2欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額又は同表の第3欄に定める額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施主体の要件)

第5条 事業実施主体にあつては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。

(2) 団体として独立した経理を行っていること。

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと、かつ、特定の公職者（候補者含む）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと。

(企画提案書の提出)

第6条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、福祉保健部子育て王国推進局長（以下「局長」という。）が別に定める企画提案書作成要領に規定する必要書類を提出しなければならない。

(交付申請の時期等)

第7条 前条により提出した企画提案書が採択となった場合、局長が別に通知する日までに、本補助金の交付申請を行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、別添様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び補助対象経費の2割を超える減額以外の変更とする。

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助金交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助金交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、局長が別に定める。

附則

本要綱は、平成25年11月7日から施行し、交付決定日以降に開催する婚活イベントについて適用する。なお、平成25年度については、交付決定日以前に支出した経費も補助対象とみなす。

附則

本要綱は、平成26年4月15日から施行し、交付決定日以降に開催する婚活イベントについて適用する。なお、交付決定日以前に支出した経費については、補助対象外とする。

附則

本要綱は、平成27年3月31日から施行し、交付決定日以降に開催する婚活イベントについて適用する。なお、交付決定日以前に支出した経費については、補助対象外とする。

附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行し、交付決定日以降に開催する婚活イベントについて適用する。なお、交付決定日以前に支出した経費については、補助対象外とする。

附則

本要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度に開催する婚活イベントについて適用する。なお、交付決定日以前に支出した経費については、補助対象外とする。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助限度額	
報償費、旅費、需用費 （食糧費及び賄材料 費を除く。）、役務費、 委託料並びに使用料 及び賃借料	10/10	第3条第1項第1号 に掲げる事業	300千円
		第3条第1項第2号 に掲げる事業	200千円×連続イベント数（最大 3イベントまで）

補助対象経費一覧（内容は一例とする。）

補助対象経費		内容
報償費		・司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		・司会者、講師等に係る旅費等
需用費	消耗品費	・文具類等
	燃料費	・事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	・印刷代、写真現像等
	医薬材料費	・医薬品、包帯等
役務費	通信運搬費	・電話料等
	広告料	・新聞・テレビ・ラジオ等による広告料
	手数料	・送金手数料等
	保険料	・損害保険の保険料等
委託料		（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が 効率的であると認められる経費） ・パンフレット制作費等
使用料及び賃借料		・会場、自動車等の借り上げ料等

注1) 次の5つの経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・補助事業者の内部の者に対する謝金及び委託料
- ・飲食又は宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの宿泊費並びに飲食費
- ・参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- ・参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの

注2) 補助事業に係る委託料は、県内事業者に発注しなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号

事業実施計画書

1 該当事業（いずれかに○をすること）

- ・ 第3条第1項第1号に掲げる事業
- ・ 第3条第1項第2号に掲げる事業

2 事業のスケジュール

- (1) 事業開始予定年月日 平成 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

3 事業概要

イベント名			
事業内容			
募集対象			
募集定員	男性： 名 女性： 名	参加費	男性： 円 女性： 円
イベント等の当日のスケジュール			
時 間	内 容	場 所	

※ 天候に左右される企画については、代替案についても提案してください。

4 広報計画

広報手段	広報期間	具体的内容（配布、掲載先等）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先	担当部署・団体名： 連絡先：

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をして下さい。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載して下さい。

様式第2号

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
参 加 者 負 担 金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
小 計			
補助対象外経費			
小 計			
合 計			

※ 積算内訳には、単価・部数等、算出根拠が分かる記載としてください。

※ 団体全体の収支ではなく、本企画に係る経費のみ記入してください。

※ 代替案に係る収入支出予定額も提出してください。

※ 委託料について、県内事業者への発注が困難な場合は、下記の記載欄にその理由を記載してください。

(記載欄)

第 号
平成 年 月 日

様

職氏名



年度婚活イベント開催事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった婚活イベント開催事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、婚活イベント開催事業補助金交付要綱（平成25年11月7日付第201300113820号。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

事業実施報告書

1 該当事業（いずれかに○をすること）

- ・ 第3条第1項第1号に掲げる事業
- ・ 第3条第1項第2号に掲げる事業

2 事業のスケジュール

- (1) 事業開始年月日 平成 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

3 事業概要

イベント名			
実施概要			
参加者数	男性： 名 女性： 名	参加費	男性： 円 女性： 円
カップル成立数			組
イベント等の当日のスケジュール			
時 間	内 容	場 所	

4 広報計画

広報手段	広報期間	具体的内容（配布、掲載先等）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先	担当部署・団体名： 連絡先：

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をして下さい。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載して下さい。

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
参 加 者 負 担 金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
小 計			
補助対象外経費			
小 計			
合 計			

- ※ 積算内訳には、単価・部数等、算出根拠が分かる記載としてください。
- ※ 団体全体の収支ではなく、本企画に係る経費のみ記入してください。
- ※ 支出を証する書類（領収書等）の写しを添付してください。

平成 年 月 日

年度婚活イベント開催事業仕入控除税額確定報告書

様

職氏名



平成 年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、
婚活イベント開催事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円